

国立国会図書館デジタル化資料の閲覧及び複写サービス利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、唐津市近代図書館（以下「近代図書館」という。）において行う国立国会図書館デジタル化資料の閲覧及び複写サービス（以下「デジタル化資料サービス」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 デジタル化資料サービスを利用できる者は、唐津市近代図書館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第50号）第6条に定める図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）の登録利用者とする。

(利用条件)

第3条 利用者は、国立国会図書館が規定する資料の利用条件及び近代図書館の指示に従い、資料を利用するものとする。

(閲覧サービス手続き)

第4条 デジタル化資料サービスで提供する資料の閲覧を希望する者は、国立国会図書館デジタル化資料閲覧申込書（様式第1号。以下「閲覧申込書」という。）をあらかじめ図書館長に提出しなければならない。

- 2 図書館長は、閲覧の申し込みがあったときは、申込者が第2条に規定する者であることを確認し、承認するものとする。
- 3 デジタル化資料サービスを利用するための閲覧用ID・パスワードの入力は、職員が行うものとする。
- 4 職員は、利用者が閲覧中に次の行為を行わないように監視・注意するものとする。
 - (1) 外部持ち込み機器（利用者のノートパソコン、USBメモリ等）の接続
 - (2) 閲覧用端末の画面のカメラ撮影
 - (3) 画面キャプチャ又は資料の電子ファイルの取得
- 5 職員は、利用者の閲覧が終了したときは、速やかに、閲覧に使用したブラウザを閉じるものとする。

(複写サービス手続き)

第5条 デジタル化資料サービスで提供する資料の複写を希望する者は、図書館が定める利用条件に同意の上、国立国会図書館デジタル化資料複写申込書（様式2号。以下「複写申込書」という。）をあらかじめ図書館長に提出しなければならない。

- 2 図書館長は、複写の申し込みがあったときは、その内容が著作権法上の要件に適合しているかを確認し、承認するものとする。
- 3 職員は、複写を行うときは、閲覧用端末ではなく、職員が使う管理用端末を使用して、

複写を行うものとする。この場合において、職員が管理用ID・パスワードを使用して、該当資料にアクセスし、複写の作業を行うものとする。

- 4 職員は、複写の作業が終了したときは、速やかに、使用したブラウザを閉じるものとする。この場合において、印刷用PDFデータを管理用端末内に残さないよう注意するものとする。
- 5 職員は、複写物を提供する場合は、複写を提供した日付、資料名及びコマ番号が複写申込書とあっているか確認するものとする。
- 6 複写申込書の名前欄以外の部分は、1年間保存するものとする。

(ID, パスワードの管理)

第6条 職員は、閲覧用及び管理用のID, パスワードを厳重に管理し、利用者に知られないようにしなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

国立国会図書館デジタル化資料 観 覧 申 込 書									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

唐津市近代図書館長 様
 私は、次の事項を守り、デジタル化資料の閲覧を申し込みます。

年 月 日									
利用者カード番号								-	
名 前									
利用開始時間					終了予定時間				

※この情報は、国立国会図書館デジタル化資料サービスの目的のみに使用します。

- 国立国会図書館のデジタル化資料を図書館において利用者に提供することを目的として行うサービスです。
- サービスの利用は、唐津市近代図書館の図書館利用者カードが必要です。
- 利用時間は2時間です。他の希望者がいない場合延長できます。
- 複写をご希望の場合は、職員にお申し付けください。
- 閲覧が終了したら、履歴は消去されます。
- 端末の利用においては、次の事項を守り資料の閲覧以外には利用しないでください。

.....
 ※ご利用にあたっては次の行為を禁止します。

 ・ 閲覧用端末の持ち出し
 ・ 閲覧用端末に利用者が持ち込んだ機器(ノート PC、USB フラッシュメモリ等の外部記憶装置)を接続すること。
 ・ 閲覧用端末の画面をカメラで撮影すること。
 ・ 画面キャプチャ又は資料の電子ファイルを取得すること。

 館長は、前項の規定に反した者に対し、違反行為を中止させ、又は端末の利用を制限することがあります。

 唐津市近代図書館

国立国会図書館デジタル化資料 複 写 申 込 書									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

唐津市近代図書館長 様
 私は、調査研究のため、次の事項を守りデジタル化資料の複写を申し込みます。

利用者カード番号								-	
名 前									

----- <切り取り> -----

国立国会図書館デジタル化資料複写申込内容

年 月 日	
書名、雑誌名、新聞名など	複写するページ(コマ番号)
	合計 枚

.....
 ※この情報は国立国会図書館デジタル化資料サービスの目的のみに使用します。

 ※注意

 ・ 複写物は、調査研究の目的にのみ使用できます。
 ・ 複写の範囲は、資料の半分までです。
 ・ 複写物は、お1人1部のみ提供します。
 ・ 申込書は、個人情報保護のため名前欄以外部分を切り離し1年間保存します。
 ・ 複写物は、白黒印刷になります。

 ※ご不明な点は職員までお尋ねください。

 唐津市近代図書館